

学校施設を活用した 放課後等の居場所づくりについて

提 言

平成19年11月2日

学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会

目 次

はじめに

- 1．すべての子どもを対象とした放課後の居場所づくりに向けて 1 頁
- 2．基本的な考え方 2 頁

子どもの居場所の望ましいあり方に向けて

- 1．子どもの遊びの意義と現状 3 頁
- 2．福岡市におけるこれまでの取組み 5 頁
- 3．子どもの居場所の望ましいあり方 8 頁

期待される子どもの居場所の実現に向けて

- 1．居場所の具体的な内容 10 頁

- おわりに 14 頁

資料編

- 1．「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」設置要綱 . . . 15 頁
- 2．「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」委員名簿 . . . 16 頁
- 3．「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」開催経緯 . . . 17 頁

はじめに

1. すべての子どもを対象とした放課後の居場所づくりに向けて

(1) 子どもに関わる現状

少子化や核家族化、都市化や高度情報化など、今日、子どもを取り巻く社会の状況は、大きく変化してきています。とりわけIT社会が深化する中、テレビ、ビデオだけでなく、インターネット、ゲームなどの電子映像メディアが子どもの生活に深く浸透し、子どもの心や体に与える影響に、少なからぬ懸念が広がっています。

一方、家庭の持つ機能が変化し、かつては、子育てを支える力となっていた地域コミュニティの機能の低下が、子どもに安心や安全、自由を保障する力の弱体化に繋がっています。

こうした中、子どもの生活は、生活リズムの崩れや、「遊び」、「生活体験」、「自然体験」、「多様な人との関わり」など、子どもの発達に欠かせない豊かな体験が失われてきているのが現状です。

(2) 福岡市におけるこれまでの取組み

福岡市は、平成17年に次世代育成支援福岡市行動計画として、「子ども総合計画～子どもが夢を描けるまちをめざして～」を策定しました。その基本的視点として、「子どもの人権の尊重と主体性の醸成」、「子どもの発達段階に応じた対応」、「地域社会での取り組みの推進」などを柱としています。

また、「留守家庭子ども会事業」を昭和41年度から、「昼間校庭開放事業」を昭和42年度から、「放課後の遊び場づくり事業」を平成15年度から実施し、放課後の居場所づくりに取り組んでいます。

これらは、すべての家庭が安心して子育てができるよう、また、子どもが健やかに成長するよう、地域全体で支援する環境づくりの推進や、子どもが自由に集い、発達段階に応じた遊びや活動、安心と安全が守られる場の確保を目指して進められてきました。

今日、子どもを取り巻く状況に関する懸念がますます深刻化するなか、これらの事業をさらに推進、発展させていくことが求められています。

(3) 学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会

このほど、文部科学省、厚生労働省による連携事業として、平成19年度から「放課後子どもプラン」が実施されたこともあり、福岡市としても、すべての子どもを対象に、自由に安全に活動や遊びができる、放課後の居場所づくりについて、改めて検討する必要性が高まってきました。

そこで、福岡市は、こども未来局と教育委員会の共同所管により、「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」を設置しました。学識経験者、地域関連団体の代表者、小学校長などのうちから福岡市長から委嘱された13名の委員が、平成19年6月以降、6回の会議を重ね、検討を進めてきました。

懇話会では、多くの子どもがストレスを抱え、人との関係がつかれず、社会性が育まれていないこと、また、抑鬱的な傾向が見られ、幸せ感が薄い子が多いこと、いじめや引きこもりへ進行していく傾向があることなど、子どもの様々な現場からのリアルな声が、数多く出されました。そして、子どもに仲間との遊びや活動を取り戻し、子ども本来の生きる力を引き出していく活動が、今こそ必要であることが語り合われました。

これらの現状認識に立ち、地域が一体となって、子どもの健全で生き生きとした成長を支えることを目的とし、ここに、福岡市長に対して提言を行います。

2. 基本的な考え方

(1) 子どもの権利の尊重

子どもを大人中心の考え方でとらえるのではなく、基本的人権を有する社会の一員として権利を保障していく必要があります。

そこで、居場所づくりにおいても、大人の都合からではなく、子どもの最善の利益を考えることを基本として、あり方を検討していくこととしました。

(2) 学校施設の活用について

本来、子どもの居場所は、家庭や地域など様々な場所が考えられるべきです。

しかし、めざましく都市化が進む福岡市においては、安全に、そして自由に遊べる広場や自然はなくなってきました。また、学校は、子どもにとって使い慣れた身近な施設であり、校庭、体育館などの大勢が利用できる施設がそろっていること、家に帰らずランドセルを置いたまま遊べるため、放課後の時間が短い小学校高学年の子どもでも参加しやすいこと、「留守家庭子ども会事業」や「放課後の遊び場づくり事業」が既に実施されており、実績があることなど、実施上のメリットがたくさんあります。

したがって、本懇話会においては、地域社会全体を視野に入れ、各地域において、公民館や集会所などを活用して進められている居場所づくりと連携することを前提に、「学校施設の活用」を中心に置いた検討をしてきました。

子どもの居場所の望ましいあり方に向けて

1. 子どもの遊びの意義と現状

(1) 子どもの発達に欠かせない遊び

子どもは、学校での勉強だけで育つわけではありません。心身の健やかな発達には、仲間との遊びが不可欠です。子どもの遊びには、次のような特質があります。

基本的には、親や教師など大人に指示されて行う活動ではない。自分の意志に基づいて自由に、自発的に行われる活動である。

基本的には、面白さ、楽しさを追求し、喜びの感情をともなう活動である。

後述するように、遊びには様々な発達の、教育的効用がある。しかし、それはあくまでも結果であって、最初からその達成を意図しているわけではない。遊ぶこと自体が目的となっている活動である。

子どもは、遊びがより楽しく、より充実したものとなるよう常に工夫したり、変化させたりする。その意味で創造的な活動である。

(2) 子どもの遊びの現状

社会の変化にともなって、1960年代から地域の子どもの社会は、急速に崩壊してきました。今や子どもは、時間と場所があり、仲間がいても外でほとんど遊んでいません。この状況を「巣ごもり」している子どもたちなどと呼ぶ学者もいます。例えば、小学生の保護者を対象に福岡市(2006)が実施した「放課後の遊びや活動の場づくり事業」についてのアンケート調査によると、「お子さんは、平日の放課後に1日平均して、どれくらい外で遊んでいますか」という質問に対して「外では遊ばない」という子が22.1%を占めています。また、遊んでいたとしても、その実態には、次のような特徴があります。

時間

かつては、都会でも子どもは、比較的長時間、外で遊んでいました。しかし、今日では、非常に短くなっています。福岡市(2006)の調査によると、学校が休みの日でも「外で遊ばない」「30分以内」「30分から1時間以内」という子が小学校5・6年生男子で合わせて30.1%、女子で44.5%もいます。

場所

福岡県(2002)の調査によると、放課後や休日に過ごしている場所として小学校5・6年生の73.1%(複数回答)が「自分の家」を、71.8%(同)が「友達の家」を挙げています。福岡市(2006)の調査でも、学校が休みの日に過ごす場所として、「自分の家」(2つ選択)が最も多く、男子で54.9%、女子で60.8%を占めています。

仲間

かつては、地域のなかでいわゆる「ガキ大将」と呼ばれる「仕切り屋」を中心に異年齢の集団で遊ぶ姿がよく見られました。ところが今は、学校が休みの日でも1人で遊んでいる子（小学校1～4年生）が11.3%、2～3人で遊んでいる子（同）が65.3%（福岡市，2006）と、集団の規模は、極めて縮小しています。しかも、その関係は、同級生が多く、クラス替えがあるとすぐ友達づきあいがなくなってしまうような、結びつきの極めて弱いものであるという傾向があります。

内容

かつて、子どもは、大勢の仲間たちと様々な活動的な遊びをしていました。しかし、最近では、そうした遊びはほとんど見られなくなりました。中には、「何をして遊んだらよいかわからないことが『よくある』『ときどきある』」という子が38.7%もいます（ベネッセ教育研究開発センター，1999）。多くの子どもがしているのは、個人的・非活動的な遊びです。その典型は、家の中でのテレビ視聴やテレビゲームです。福岡市（2006）の調査によると、小学校5・6年生で「テレビ・ビデオの視聴時間」が1日平均2時間以上という子が、男子で51.7%、女子で50.3%を占めています。また、「パソコンやテレビゲーム」をする時間が1日平均1時間以上という子も、男子で48.4%、女子で18.2%います。

（3）遊び体験の欠損が子どもの成長・発達に及ぼす影響

このように、時間を忘れ、夢中になって遊ぶ時期の子どもが「遊ばない」「遊べない」ということは、毎日の生活が楽しくないだけでなく、発達上、次のような影響を及ぼすこととなります。こうした点からすると、遊び、特に屋外における集団での遊びは、子どもたちの育ちにとってなくてはならない「栄養素」であるといえてよいでしょう。

- 1）社会性、協調性、人間関係能力が育たない。
- 2）生きた知識、生活の知恵が育まれない。
- 3）体力、運動能力、器用さが育まれない。
- 4）自主性、耐性、創造性、思いやりの心、自尊感情（自信）などが育たない。
- 5）心の健康、精神衛生がよくない。

（4）子どもの遊びが衰退した理由

では、なぜ子どもは遊ばなくなったのでしょうか。その理由としては、次のようなことが考えられます。

- 1）子どもの遊びの重要性に対する大人の無理解
- 2）遊ぶ時間がない

子どもが目を輝かせて遊ぶには、そのための「自由」な時間が必要です。ところが、1）の結果として幼いときから「学習塾」や「おけいこごと」が優先され、遊

ぶ時間がありません。ちなみに福岡市の小学校5・6年生の場合、「学習塾やクラブ活動、おけいこごと」に使う時間が平日で1日平均1時間以上という子が、男子で67.3%、女子で62.6%を占めています(福岡市, 2006)。

3) 遊ぶ仲間がいない

「学習塾」や「おけいこごと」に通う子が多くなると、お互い時間が合わなくなります。そのため、近所に仲間がいても、結果的には一緒に遊ぶことができないということになります。

4) 遊ぶ場所がなくなってしまった

子どもが外で活動的な遊びをするには、そのための場所が必要です。ところが、今では、宅地化のために昔のような空き地や原っぱは、ほとんどなくなってしまいました。また、住宅街の小さな道さえも車が通り、子どもにとって非常に危険な場所になっています。

5) 遊び方がわからない

異年齢集団が崩壊したために子どもに遊び方が継承されていません。そのため今では時間と仲間と場所を保障しても、子どもは何をしてよいかわからず、自分たちで楽しく遊ぶことが非常に難しくなっています。

6) メディアの影響

すでに述べたように、家の中でテレビ視聴やテレビゲームなどに多くの時間を費やしている子が、今や少なくありません。この背景には、子どもの心を惹き付けるテレビやテレビゲーム自体の持つ「魅力」があると考えられます。しかし、理由はそれだけではなく、3)のような状況から外で楽しく仲間と遊ぶ機会が奪われてしまったことも、大きな要因として関与していると考えられます。いずれにしてもメディアとの過度の接触は、子どもの外での遊びをますます衰退させることとなります。

7) 子どもが被害者となる事件が発生している

さらに最近では、児童公園でさえ子どもが被害者となる痛ましい事件が発生しています。そのため、親が不安を感じ、子どもが外で遊ぶことを抑制する傾向がますます強くなっています。

2. 福岡市におけるこれまでの取り組み

現在、福岡市で実施されている放課後の居場所づくりの事業について、その内容を確認し、これまでの成果や抱えている課題を整理します。

(1) 留守家庭子ども会事業

事業概要

- ・ 目的：児童福祉法に基づき、留守家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る
- ・ 開始年度：昭和41年度
- ・ 対象：保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの子ども
- ・ 実施体制：指導員（嘱託職員）（児童数59人までは1人、60人以上は2人）
補助指導員（児童数に応じて1人～5人配置）
- ・ 活動場所：小学校の専用施設及び校庭
- ・ 開催日時：月～金曜日（授業終了後～18:00）、土曜日（8:30～18:00）、
長期休業中の月～土曜日（8:30～18:00）
- ・ 実施校数：139校（他に幼稚園・保育園で7施設）
- ・ 入会者数：9,810人（平成19年4月現在）

子どもに家庭的な雰囲気と安心感を与えるとともに、親の仕事と子育ての両立を支援しています。

また、クラスや学年が異なる子どもの交流により、健全育成の面でも効果を上げるなど、多くの実績とノウハウを持っており、ほぼすべての小学校で、学校施設を活用して実施していることも、他の政令市にはない特長となっています。

しかし、その一方で、参加する子どもの数の増加により狭隘化している施設もあるほか、小学校3年生以下の留守家庭の子どもを対象が限定されており、それ以外の子どもとの遊びや交流ができにくくなるという面もあります。

(2) 昼間校庭開放事業

事業概要

- ・ 目的：小学校の校庭等を学校教育に支障のない範囲で開放し、子どもに安全な遊び場を確保して、健全な遊びと集団活動を促進する
- ・ 開始年度：昭和42年度
- ・ 対象：幼児から中学生まで（幼児は、保護者同伴）
- ・ 実施体制：開放指導員1名
遊びの巡回教室講師2名（年2回程度）
- ・ 活動場所：校庭及び体育館（体育館は、土曜日の午前中（9:00～13:00）雨天等により校庭が使用できない場合のみ開放）

- ・開放日時：土曜日（9:00～17:00） 日祝日（10:00～17:00）
長期休業中（13:00～17:00）
雨天時は、土曜日の午前中を除き中止
- ・実施校数：140校
- ・利用者数：延べ810,999人（平成18年度、団体利用を含む）

地域の貴重な遊び場としてほぼ全小学校で実施されており、校庭開放指導員を配置し、安全に安心して遊ぶことができるようになっていきます。

しかし、通常は遊びの指導までは行われておらず、利用者の少ない学校も見受けられません。

（3）放課後の遊び場づくり事業

事業概要

- ・目的：その小学校のすべての児童に対し、子どもの使い慣れた学校施設を活用し、放課後にランドセルを置いたまま、自由に安全に遊びや活動をする場を提供し、健全な育成を図る
- ・開始年度：平成15年度
- ・対象：小学1年生～6年生までのすべての児童（登録制）
- ・実施体制：直営方式の場合
コーディネーター1名及び見守りサポーター（ボランティア）数名
プレイリーダー1名（月2回）
委託方式の場合
現場責任者2名及び見守りサポーター（ボランティア）数名
プレイリーダー1名（月2回）
- ・活動場所：校庭、体育館などの学校施設
- ・開催日時：月～金曜日（授業終了後～17:00（冬季は16:30））
土日祝日、長期休業中は開催していない
- ・実施校数：10校
- ・参加者数：延べ11,438人（平成18年度）

クラスや学年が異なる集団での自由な外遊びにより、健全な成長に高い効果が期待できるだけでなく、ボランティアとして見守りに参加する保護者にとっても、他の保護者との交流や、子どもの新たな面の発見ができるなど、参加して良かったという声も聞かれます。

しかし、遊びを知らない子どもが増える中、適切な遊びの指導を行う基本事項・ノウハ

ウや指導者の配置が必ずしも十分ではなく、自由で自発的な遊びを引き出すまでには至っていない状況も見られます。

また、保護者や地域のボランティアの参加を前提としているため、その連携が進まず、実施校がなかなか増えないのが実情で、実施校においても、週2日程度の実施がほとんどです。雨天時には、一部実施校では体育館が使用できますが、それ以外の実施校では中止となります。

(4) 公民館などを拠点とした「子どもの居場所」づくり

こうした事業以外にも、地域を中心に、公民館や集会所を舞台として、独自の居場所づくりを行っている校区があります。遊びや趣味・文化など内容も多岐にわたり、地域の人々が指導者となって参加するなど、地域が一体となって実施し、子どもの健全育成に大きな効果を上げています。

しかし、子ども会をはじめとする地域での健全育成の活動は、参加する子どもの数が大きく減少しており、地域におけるこうした取組みにも影響が出始めています。その理由も「保護者が役員をやらされるから」「手伝いをしなければならないから」といった、大人側の理由が大きいと言われており、地域における子どもの健全育成の可能性を、大人の都合で狭めているとも言えます。

福岡市子ども会加入状況の推移

	6年度	9年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
児童数(人)	86,354	78,170	73,466	73,155	73,268	73,703	73,931	74,265	75,016
会員数(人)	69,789	59,832	51,049	50,329	49,810	48,644	47,149	46,244	46,879
加入率(%)	80.8	76.5	69.5	68.8	68.0	66.0	63.8	62.3	62.5

3. 子どもの居場所の望ましいあり方

居場所づくりにあたっては、これまでに、積み上げられてきた成果やノウハウを最大限活用するとともに、残された課題を解消していき、子どものための新たな環境づくりを行う必要があると考えます。これにより、子どもを取り巻く問題を克服し、子どもの健全育成により大きな効果を発揮することができると考えます。

子どもの居場所の目指すべき姿として、次の3つの居場所のあり方を提案します。

(1) 誰もがいつでも集え、自由に自発的に遊べる居場所

子どものための放課後の居場所は、家庭環境の違いや障がいの有無にかかわらず、学年やクラスの枠にもとらわれず、すべての子どもがいつでも参加でき、集団で自由に、そし

て自発的に遊びや活動ができる居場所でなければならないと考えます。

福岡市(2004年)の調査でも、小学生のいる家庭に、身近な地域で、子ども同士が交流などを行うことのできる場として、どのようなものが望ましいかをたずねると(2つ選択)66.0%が「子どもが自由に遊べる場所」と答えています。

前述のように、遊びにより、子どもは、自分の居場所を得て、勉強だけでは身につけることのできない、社会性や人間関係能力、思いやりの心や自分を押さえ我慢する能力などを身につけ、心身共に健全な成長が促されます。

(2) 安心して過ごすことができる心の居場所

子どもが、ありのままの自分が受け入れられ、心の緊張を解消できる環境も必要です。

放課後の居場所は、遊びや活動の場、成長の場だけではなく、安心してくつろげる生活の場、つまり心の居場所としての役割も考えなくてはなりません。

(3) 地域、保護者、学校、行政が協力して支える居場所

地域や保護者が事業の運営や実施に参加することで、自らも様々なものを得ることができ、学校や行政もそれぞれの役割を果たしながら、子どもの健全育成という共通の目的のもと、協力して支える居場所がつくられるべきと考えます。

単なるボランティアとしての協力や参加にとどまることなく、自治的な運営の主体として子どもの健全育成に携わることにより、昨今、低下したと言われる「地域の教育力」「家庭の教育力」を再生していくことが必要と考えます。

また、NPOなどにも、これまでのノウハウ等を活かし、大きな役割が期待されます。

期待される子どもの居場所の実現に向けて

1. 居場所の具体的な内容

これまで、子どもの居場所のあるべき姿について検討してきましたが、これを事業として実現するためには、どのような取組みが必要となり、どのような課題を克服する必要があるのでしょうか。

福岡市独自の、いわば福岡市方式とも呼べるような子どもの居場所の実現に向けて、具体的な居場所づくり事業の内容とその進め方について、次のとおり提案します。

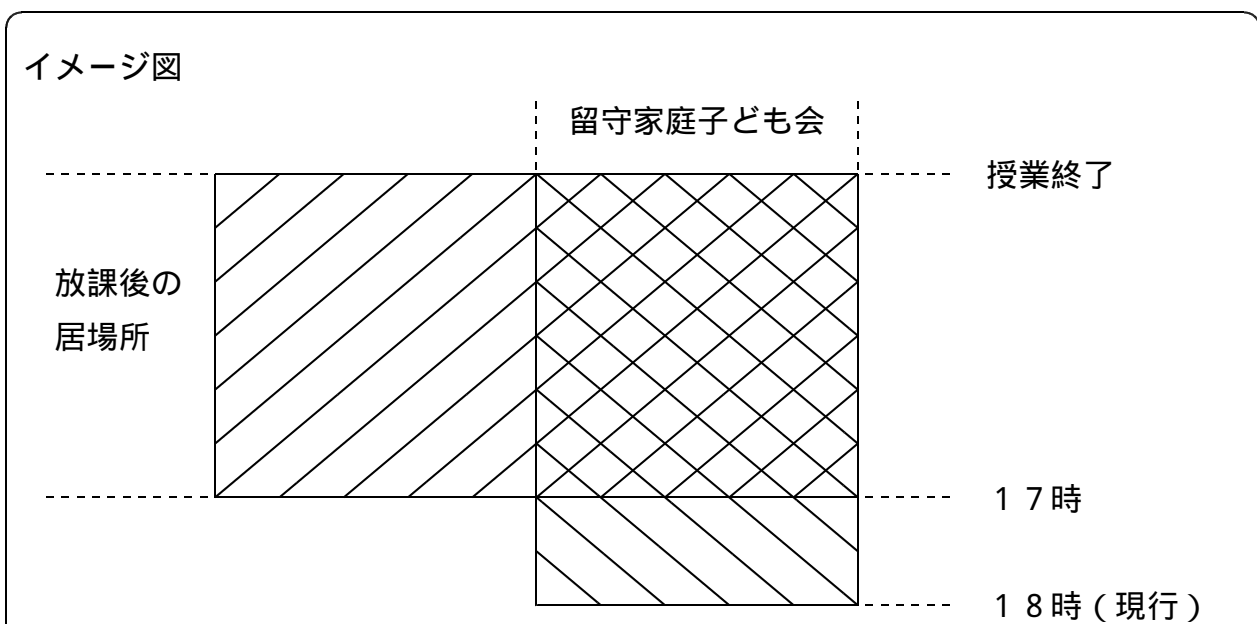
(1) すべての子どもを対象とした居場所づくり

留守家庭子ども会の蓄積を活かして

福岡市の留守家庭子ども会は、ほぼすべての小学校で学校敷地内に設置されています。この会には、子どもの遊びの様々なプログラム、地域が中心となった運営委員会、学校施設の活用方法など、40年の歴史の中で培われた多くの実績やノウハウがあり、本市の財産ともいえる存在となっています。こうした蓄積を活用することも大切にしたいと思います。

すべての子どもを対象に、遊び、活動の場、機会を

事業の実施において、保護者が仕事等のため昼間家庭にいない子どもについては、特別の配慮を行う必要があると考えますが、遊びについては、留守家庭の子どもとそれ以外の子どもを区別することなく、ともに活動する機会を保障することで、より高い健全育成効果をあげることができると考えます。



放課後の居場所は、留守家庭子ども会の子どもを含む、小学1年生～6年生までのすべての子どもが参加でき、授業終了後、17時まで実施。

異年齢集団での群れ遊びの機会を

クラスや学年の枠にとらわれず、集団で、そして自由に、自発的に遊び、活動することができる場所と機会を設けることが必要と考えます。

このため、全学年の子どもが参加することを前提に、プログラムも発達段階に応じたものとし、自由な遊びに加え、学習や文化・サークル活動など、高学年になっても参加し、自ら成長していくことができる内容とする必要があると考えます。

また、遊びが伝承されていない現在の子どもに対しては、最初は積極的に遊びを指導し、一定期間経過後には、子どもから離れて自主的な活動を促すなど、指導の方法についても、工夫が必要であると考えます。

安全性の確保のために

事業の実施においては、その小学校に在籍する子どもは誰でも参加できるようにすべきですが、事前に保護者と子どもの意思確認を行い、登録制度などにより、子どもの所在がしっかり把握できるなど、保護者が安心して参加させることができるシステムが必要と考えます。

障がいのある子どもも一緒に

その小学校に在籍する障がいのある子どもの参加については、円滑な受け入れのため、これまでの留守家庭子ども会同様、追加スタッフを配置する必要があると考えます。

また、障がいのある子どもとそれ以外の子どもと一緒に遊んだり、時には個別に離れて過ごすこともできるよう、状況に応じた臨機応変なプログラムを準備する必要があると考えます。

(2) 学校施設を活用した居場所づくり

校庭や体育館等を使用して遊びや活動を

校庭や余裕教室、体育館などを自由遊びや活動の場として使用するとともに、自分の趣味や興味のあることをしたい子どものために、学校図書館、図工室や音楽室などの特別教室についても使用できる方向で検討する必要があると考えます。

また、公民館や集会所などで、地域が独自に進めている居場所づくりの取組みとも連携を図り、内容を充実させていくことが望まれます。

各小学校の状況に応じて

現状では、使用できる余裕教室の有無、体育館や特別教室の使用状況などは、各小学校ごとに異なり、一律な実施は困難であるため、各小学校の状況に応じた事業の実施方法について検討する必要があると考えます。

また、使用する場所には見守りを置くなど、子どもの安全管理について徹底を図ることが必要と考えます。

(3) 地域、保護者、学校、行政がそれぞれの役割を果たす居場所づくり

地域、保護者を主体とした運営

事業の運営については、各校区ごとに、地域や保護者、学校やこれらの関連団体の代表で構成する運営委員会を設置して行うとともに、地域や保護者の人々に見守りなどのボランティアとして参加してもらうなど、地域、保護者を中心として実施していくことが必要と考えます。

これにより、地域や保護者が、子育てについての情報を得ることができ、また、地域が一つにまとまることができるなど、子どもはもちろん、地域や保護者も大きなものを得ることができると考えます。

また、運営委員会に子どもも参加することにより、本当に子どもが求める、子どもにとって必要な居場所をつくることができると考えます。

子どもを中心としたこのような活動により、地域のまとまりを高めていくこともできると考えます。

さらに、『「いーな」ふくおか・子ども週間』などとも絡めて、企業の理解を深め、ボランティア参加のための休暇制度など、保護者が参加しやすい環境づくりを進めることも望まれます。

事業の実施にあたっては、地域の子ども関連団体、スポーツ団体などにも遊びの指導や見守りなどで参加してもらうとともに、学生の多い本市の特性を活かし、学生ボランティア制度などによって比較的子どもと年齢の近い大学生にもボランティアとして参加してもらうなど、子どもにとって、より魅力的な事業とすることが期待されます。

行政の役割は広報、安全管理、人材育成、運営への協力などの条件整備

子どもの健全育成のために、遊びがどれほど大きな意味を持つのかを広くPRし、積極的な子どもの参加を促していく必要があると考えます。

また、適切な人員配置により子どもの安全管理を徹底し、非常時に備えて連絡体制の整備を行うとともに、人材についても、子どもの健全育成に関わってきた人々を確保し、遊びの指導や見守りにとどまらず、地域や学校との連携、プログラムの編成などを行うコーディネーターを育成することが必要と考えます。

施設の面でも、余裕教室の改築や校庭の一部芝生化など、学校が居心地のいい居場所と

なるよう整備されることが望ましく、さらに、実施後の居場所のあり方について、検討や検証・評価などを行う推進委員会を福岡市に設置する必要があると考えます。

速やかな条件整備と、さらなる発展

居場所づくり事業は、地域や保護者による運営体制の構築、学校施設の確保や提供など、実施可能な条件を整え、速やかに実施すべきと考えます。

この場合、全市的に取り組むことが求められますが、全市一律に実施するのではなく、それぞれの地域における状況の違いなどに対応して取り組むとともに、実施校におけるデータやノウハウの蓄積、活用、さらには校区間での交流、情報交換などにより、よりよい居場所づくり事業の実現に向けて、たえず発展させていくことが重要と考えます。

(4) 推進センターの設置

居場所づくりを効果的、継続的に進めていくためには、専門的、実務的に優れたスタッフを擁する、推進センターとしての機能を持つ常設の組織の設置が必要だと考えます。

その具体的な役割としては、コーディネーターやプレイリーダーの養成・研修、情報の収集と提供、プログラムの開発、居場所づくりに関する調査・研究、居場所づくりに関する相談・支援などの業務を行うことが期待されます。

また、このセンターは、行政と地域とを結ぶ役割を担う存在であることが望ましいと考えます。

おわりに

子どもが健全に生き生きと成長するための居場所とは、どのようにあるべきなのか、これが懇話会に託された課題でした。

安全な場所さえ与えればいいのか、遊びとは教えるべきものなのか、どのような運営が考えられるのか、地域や保護者の関わりはどうあるべきのかなど、多くの意見が出され、議論が重ねられました。

また、保護者、留守家庭子ども会の関係者をはじめ、様々な立場からのご意見もいただきました。そのすべてを提言に取り入れることはできませんでしたが、子どもの健全な育成への思いは、私たち委員も皆同じです。

今回の提言では、誰もが自由に自発的に遊べ、地域、保護者、学校、行政が協力して支えるという、福岡市方式とも言うべき居場所のあり方を、示すことができたと考えております。

今後は、この提言が十分に活用され、本当にあるべき居場所が実現されることを心より願います。

資料編

1. 「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」設置要綱

(目的)

第1条 子どもが健全に生き生きと成長するために、身近な地域において安全で安心して遊びや活動ができる場や機会の提供など、学校施設を活用し、すべての児童を対象とした総合的な放課後等の居場所づくりについて検討するため、「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 懇話会における検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校施設を活用した放課後等の子どもたちの居場所づくりに関すること。
- (2) 保護者、学校、地域及び行政が一体となった運営のあり方に関すること。
- (3) 人材の育成、確保及び活用に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、学識経験者、関係団体の代表者、事業関係者等のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補欠の委員を委嘱する。

(座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長を置き、市長が委員のうちからこれを指名する。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 懇話会に副座長を置き、座長が委員のうちからこれを指名する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 座長は、懇話会の会議を招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、座長が、会議における審議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであると認めるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りでない。

(提言)

第8条 懇話会は、検討事項について、市に提言を行うものとする。

(幹事)

第9条 懇話会に幹事を置き、市民局コミュニティ推進部長、こども未来局こども育成部長、城南区区政推進部長及び教育委員会指導第2部長の職にある者をもって充てる。

2 幹事は、市を代表し、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 懇話会の事務局は、こども未来局こども育成部こども育成課及び教育委員会総務部企画課において共同で所管する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

2. 「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」委員名簿

氏名	団体名	備考
よこやま まさゆき 横山 正幸	福岡教育大学名誉教授	座長 提言案起草委員
おおたに じゅんこ 大谷 順子	子どもNPOセンター福岡代表	副座長 提言案起草委員
あおき たけし 青木 武	福岡市自治協議会等7区会長会代表	
いのうえ とよひさ 井上 豊久	福岡教育大学教授	提言案起草委員
くらたに ちえこ 倉谷 知恵子	福岡市民生委員児童委員協議会主任児童委員	
くろいわ みきお 黒岩 幹生	福岡市青少年育成連絡会会長	
たけうち よしこ 竹内 義子	福岡市立小学校長会副会長 警固小学校長	
たばた すみお 田畑 純夫	鳥飼小学校長	提言案起草委員
てしま としあき 手嶋 俊明	箱崎小学校長	
とべた のぶこ 戸部田 宣子	福岡市子ども会育成連合会会計	提言案起草委員
ひきだ としあき 疋田 敏明	福岡市PTA協議会会長	
まつざき よしこ 松崎 佳子	九州大学大学院教授	
やまべ まさあき 山部 政昭	福岡市公民館館長会副会長 南当仁公民館館長	

座長、副座長以外の委員は五十音順、敬称略

しらかわ のりこ 白川 詔子	市民局コミュニティ推進部長	幹事
なかざわ ひろし 中沢 浩	こども未来局こども育成部長	
ほり くまお 堀 久万男	城南区区政推進部長	
きくち ゆうじ 菊池 裕次	教育委員会指導第2部長	

3 . 「学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会」開催経緯

懇話会

- ・ 第 1 回会議 平成19年 6 月11日 「放課後施策の現状について」
- ・ 第 2 回会議 平成19年 7 月13日 「子どもの放課後等のあるべき姿について」
- ・ 第 3 回会議 平成19年 7 月27日 「放課後等の居場所・運営等のあり方について」
- ・ 第 4 回会議 平成19年 8 月 9 日 「意見集約・論点整理」
- ・ 第 5 回会議 平成19年 8 月31日 「意見集約・論点整理」
- ・ 第 6 回会議 平成19年10月 5 日 「提言案審議」

提言案起草委員会

- ・ 第 1 回会議 平成19年 9 月11日
- ・ 第 2 回会議 平成19年 9 月26日

学校施設を活用した放課後等の居場所づくり懇話会
「学校施設を活用した放課後等の居場所づくりについて」提言

平成19年11月発行

編集・発行 / 福岡市子ども未来局子ども育成部子ども育成課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

電話 092-711-4662 FAX 092-733-5736